

令和 7 年度

一般廃棄物処理実施計画

守 口 市

目 次

1. 目 的	1
2. 計画年度	1
3. 計画区域	1
4. 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画	
(1) 一般廃棄物の計画処理量の見込み	1
(2) 一般廃棄物の収集体制等	2
(3) 一般廃棄物の処理及び処分	3
(4) 魚腸骨（魚あら）の処理	3
5. 一般廃棄物（ごみ）の減量及びリサイクルの促進	
(1) ごみの減量及びリサイクルの促進	4
(2) 事業系ごみ減量事業の実施	4
(3) 不法投棄防止対策	4
6. 一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬及び再資源化計画	
(1) 収集・運搬計画	5
(2) 再資源化計画	5
(3) 事業系一般廃棄物の収集・運搬	5
7. 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画	
(1) 一般廃棄物（し尿等）の排出量の見込み	6
(2) 一般廃棄物（し尿等）の収集体制等	6
(3) 処理計画	6
8. 市で処理しないごみ	
(1) 市に処理責任がないもの	6
(2) リサイクル及び処理体制が個別に関係法令、事業者団体等に より整備、構築されているもの	6
(3) 収集・運搬及び破碎・焼却処理に支障があるもの	6
(4) その他	7

1. 目 的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、守口市域内の一般廃棄物を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、廃棄物処理法(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、定めるものとする。

2. 計画年度 令和 7 年度

3. 計画区域 守口市全域

4. 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

(1) 一般廃棄物の計画処理量の見込み 総量 37,760 t / 年（ア＋イ）

ア 一般ごみ

種別	可燃ごみ	粗大ごみ	多量排出ごみ	持ち込みごみ
数量	16,300 t	1,150t	750t	350t

不法投棄ごみ	事業系ごみ	火災ごみ	資源化残渣	合 計
10t	13,300t	150t	400 t	32,410t

イ 資源ごみ

種別	古紙・古布	空き缶	びん・ガラス	プラスチック製 容器包装
数量	2,100t	165t	800t	1,800t

ペットボトル	使用済 小型家電	乾電池・蛍光灯等	合 計
450t	20t	15t	5,350t

ウ 動物の死体

種別	犬・猫等
数量	1000 体

エ 中間処理量及び埋立処分量

種別	処理量 t / 年
焼却量	32,210 t
粗大ごみ外部 処理量	200 t
資源ごみ処理量	5,350 t
埋立処分量	4,723 t (広域組合理立処分量 4,703 t、民間粗大埋立処分量 20 t)

(2) 一般廃棄物の収集体制等

区 分	収集主体	収集回数	収集方法	収集開始時間
可燃ごみ	委託 4 業者	2 回／週	各戸収集	午前 9 時
粗大ごみ	委託 4 業者	2 回／月	各戸収集	午前 9 時
多量排出ごみ	委託 4 業者	随時	各戸収集	適時
不法投棄ごみ	委託 1 業者	随時	——	——
事業系ごみ	収集運搬 許可 5 業者	随時	各戸収集	——
	運搬限定 許可 2 業者	随時	——	——
古紙・古布	委託 4 業者	2 回／月	各戸収集	午前 9 時
空き缶・びん・ガラス				
ペットボトル				
プラスチック製容器包装	委託 4 業者	1 回／週	各戸収集	午前 9 時
危険・困難ごみ	委託 4 業者	4～5 回／年	各戸収集	午前 9 時
犬・猫等の動物の死体	委託 1 業者	随時	各戸収集	適時
使用済小型家電	委託 1 業者	随時	拠点回収	適時
乾電池・蛍光灯等				
特定家庭用機器廃棄物	委託 1 業者	随時	各戸収集	適時
市の収集体制に適合しない一般廃棄物	収集運搬 許可 5 業者	随時	各戸収集	——
ふれあい収集	委託 1 業者	1 回／週	各戸収集	午前 9 時

※収集方法については、各戸収集が行えない場合は拠点収集とする。

※許可業者については、定数を 7 以内とする。

※「乾電池・蛍光灯等」には、廃棄物対策課で拠点回収する水銀体温計を含む。

※市の収集体制に適合しない一般廃棄物とは、市の定曜収集に合致しない、収集経路沿いにない集合住宅、分別・排出までを包含してごみ処理を委託する等の一般廃棄物をいう。

※ふれあい収集とは、戸別収集ができない地域にお住まいで、かつ高齢又は障がい等の理由により、ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な世帯に対して、ごみ出しの支援を行うもの。戸別収集の対象外の地域に居住する世帯のうち、一定の要件を満たしたごみ出し困難世帯に対し、収集員が対象世帯宅前まで戸別に伺い、ごみを収集する。

(3) 一般廃棄物の処理及び処分

ア 可燃ごみの処理

可燃ごみは、大阪広域環境施設組合の焼却工場で焼却処理する。

大阪広域環境施設組合焼却工場

名称	所在地	処理能力 (t/日)	竣工年度	余熱利用
西淀工場	大阪市西淀川区大和田 2-5-68	600	平成 6	発電 (14, 500 kW)、蒸気供給
八尾工場	八尾市上尾町 7-1	600	平成 6	発電 (14, 500 kW)、蒸気供給
舞洲工場	大阪市此花区北港白津 1-2-48	900	平成 13	発電 (32, 000 kW)、蒸気供給
平野工場	大阪市平野区瓜破南 1-3-14	900	平成 14	発電 (27, 400 kW)
東淀工場	大阪市東淀川区南江口 3-16-6	400	平成 21	発電 (10, 000 kW)
住之江工場	大阪市住之江区北加賀屋 4-1-26	400	令和 4	発電 (11, 300 kW)
鶴見工場	大阪市鶴見区焼野 2-11	620	令和 10(予定)	発電 (21, 000 kW)

イ 粗大ごみの処理

粗大ごみは、民間事業者に委託し処理する。

ウ 資源ごみの処理

本市が収集した資源ごみは、ストックヤード施設に仮置きし、委託により民間施設において選別等を行い、再資源化業者に引き渡すことにより資源化を行う。

ストックヤード施設

所 在 地	守口市寺方錦通 4 丁目 9 番 12 号
面 積	2, 400 m ²
竣 工	平成 20 年 3 月

エ 最終処分

大阪広域環境施設組合の焼却工場で焼却された可燃ごみの焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場で最終処分を行う。

大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場

所 在 地	大阪市此花区北港緑地地先
面 積	95ha
埋立容量	1, 400 万 m ³
埋立予定量	焼却残渣 4, 723 t / 年

(4) 魚腸骨（魚あら）の処理

魚腸骨（魚あら）については、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あら再生利用を行う唯一の事業者で、本市が搬入先と認めた施設（小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社）において資源化を図る。

5. 一般廃棄物（ごみ）の減量及びリサイクルの促進

（1）ごみの減量及びリサイクルの促進

- ア ごみの減量及びリサイクルの促進に関する啓発活動を広報もりぐち、SNS、市ホームページ、イベント等で実施
- イ 教育委員会で作成している小学生向け副教材への情報提供
- ウ 3R（発生抑制、再使用、再生利用）活動の展開
 - ① 省資源製品の積極的な利用などごみを発生させない行動への誘導並びに意識の醸成
 - ② 物を大切に作る心の育成
 - ③ 資源を正しく分けて排出する習慣づくり
- エ 資源物分別排出の徹底
- オ ごみ減量・資源化に関する市民ふれあい講座の実施
- カ 再生資源集団回収実施団体の募集及び奨励金の交付
- キ 食品ロス削減の取り組みとして、本市の実態に応じて、食材の使い切りや食べ残しの削減啓発
- ク 資源ごみの店頭回収設置店の紹介
- ケ リユース業者との連携

（2）事業系ごみ減量事業の実施

- ア 多量排出事業所への減量計画書の作成指示及び立入調査の実施
- イ 市内事業者を対象に「事業系ごみ減量・リサイクルの手引き」を活用した適正排出への誘導
- ウ 積替施設における不適正搬入防止を目的としたごみの搬入物検査の実施
- エ 資源ごみを取り扱う民間事業所の紹介

（3）不法投棄防止対策

- ア 防犯カメラの活用、センサーライトの設置など不法投棄されにくい環境づくりの醸成
- イ 定期的に庁内組織と警察が連携した情報交換を行う対策会議の開催及び効果的なパトロールの実施

6. 一般廃棄物（ごみ）の収集・運搬及び再資源化計画

（１）収集・運搬計画

種別	可燃ごみ	粗大ごみ	多量排出ごみ	持ち込みごみ
数量	16,300t	1,150t	750t	350t

種別	事業系ごみ	火災ごみ	不法投棄ごみ
数量	13,300t	150t	10t

種別	古紙古布	空缶 びん・ガラス	プラスチック製 容器包装	ペットボトル
数量（残渣含む）	2,250t	1,015t	2,000 t	450t

種別	使用済 小型家電	乾電池・ 蛍光管等
数量（残渣含む）	20t	15t

合 計
37,760t

（２）再資源化計画

区 分	品 目	再資源化量
市が行う再生資源分別収集による資源化	びん・ガラス、空き缶、古紙・古布、プラスチック製容器包装、ペットボトル	5,315t
ストックヤード施設における粗大ごみの選別による資源化	鉄屑、アルミ屑	170t
公共施設における拠点回収による資源化	使用済小型家電、乾電池・蛍光管等	35t
宅配便を活用した資源化	廃PC、使用済小型家電など	5 t
市民団体が行う再生資源集団回収による資源化	古紙・古布、アルミ缶、スチール缶	2,200t
合 計		7,725t

（３）事業系一般廃棄物の収集・運搬

排出事業者が一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、守口市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者（５者）に委託しなければならない。（これ以外の業者には委託することができない。）
※ただし、公共施設（市が直接運営しているもの）を除く。

7. 一般廃棄物（し尿等）処理実施計画

（1）一般廃棄物（し尿等）の排出量の見込み

種別	し 尿	し尿浄化槽汚泥	ディスポーザー汚泥	合 計
数量	190kl	79kl	75kl	344kl

（2）一般廃棄物（し尿等）の収集体制等

区 分	収集主体	収集回数	収集方法
し尿	許可2業者	随時	各戸収集
し尿浄化槽汚泥			
ディスポーザー汚泥			

（3）処理計画

ア 生活排水処理実施計画

生活排水（水洗便所、し尿または生活雑排水を処理する場合に限る）処理計画

- ① 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等 計画なし
- ② コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等 計画なし
- ③ 下水道で処理する区域及び人口等
守口市全域（面積 12.71 k m²）
下水処理区域内人口（令和5年度末現在 140,974 人）

イ し尿等の処理

守口市下水終末処理場にて、希釈後高級処理

8. 市で処理しないごみ

「市に処理責任がない」、「市が実施する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法で処理できない」、「市で適正に処理することが困難である」、「市が定める種別に分別していない」ため、市で処理しないごみは以下に掲げる。

（1）市に処理責任がないもの

産業廃棄物

（2）リサイクル及び処理体制が個別に関係法令、事業者団体等により整備、構築されているもの

- ア 自動車・単車・原動機付自転車及びその部品（ホイール）
- イ 消火器（粉末・泡・液体）
- ウ 自動車・単車・原動機付自転車等のバッテリー・タイヤ
- エ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器
- オ 廃FRP 船

（3）収集・運搬及び破砕・焼却処理に支障があるもの

ア 大きさ・重量の共通条件

- ① 重量物（重量 30Kg を超えるもの）
- ② 大型物（3 辺合計で 6m を超えるもの）
- ③ 長尺物（1 辺 2m を超えるもの）

イ 液体状のもの（固化等適切に処理したものを除く）

- ① ペンキ等の塗料（中身入りペンキは困難ごみでもよい）
- ② 薬剤・化学薬品（スプレー缶を除く）
- ③ 廃油・燃料等の油類
- ④ 汚泥（デイスポージャー汚泥を含む）

ウ 粉体状のもの（固化、水うち等適切に処理したものを除く）

- ① セメント粉
- ② 大量の小麦粉、片栗粉等

エ 特別管理一般廃棄物

オ モーター類及びバッテリーが内蔵されているもの

介護用電動車、電動車椅子等のモーター類及びバッテリーが内蔵されているもの

カ フロン使用製品（事前にフロン回収処理したものを除く）

温水器、ウォーターサーバー、ウォータークーラー、除湿器等の内フロン類が含有されているもの

キ 不燃物

土砂（10 kg以下に袋詰めされたもの。園芸用土を除く）

ク 可燃物

樹木（直径 10 cm 以上のもの）、木材（太さ 10 cm 以上のもの）

ケ 著しく悪臭を発する物

- ① 多量の魚あら等、動物・魚等の残渣物
- ② 多量のふん尿等

コ その他

浴槽、農機具等のエンジン付機械器具、強化プラスチック製品等（FRP 等）、ソーラー温水器、ソーラーパネル（ポータブル式を除く）、耐火金庫

（4）その他

ア 爆発物や危険物

プロパンガスボンベ、揮発性油脂類

イ 家屋の解体物・建築廃材等（火災による家屋の解体を除く）

ウ 在宅医療廃棄物（注射針等の鋭利なもの）